

事 務 連 絡  
平成 19 年 11 月 13 日

都道府県・指定都市老人医療主管課（部） 御中  
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局 御中

厚生労働省保険局  
高齢者医療制度施行準備室

平成 20 年度における保険料賦課・徴収に係る事務処理（案）について

後期高齢者医療制度の施行準備につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、11月5日付け厚生労働省保険局総務課長通知（保総発第1105001号）にて、与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームにおいて取りまとめられました被用者保険の被扶養者であった方からの保険料徴収の凍結に係る具体的な事務処理の取扱い等については、別途お示しすることとしておりましたが、この度、別紙のとおり「平成20年度における保険料賦課・徴収に係る事務処理（案）」をとりまとめましたので、送付させていただきます。

なお、被用者保険の被扶養者であった方への広報の方法については、別途、追ってお示しする予定です。

以上の点につき、貴都道府県内の市町村にも周知が図られるよう、よろしく願いいたします。

## 平成20年度における保険料賦課・徴収に係る事務処理(案)

被用者保険の被扶養者であった者に係る平成20年度の特別措置を踏まえ、平成20年度における保険料の賦課・徴収に係る事務処理については、以下のとおりとする。

### 1. 被用者保険に属していると思込まれる者に係る事務処理について

平成20年1月の特別徴収依頼において、市町村が老人保健に係る情報として保有し、広域連合に提供される加入保険者番号により国民健康保険(国民健康保険組合を含む。以下同じ。)の被保険者でないと見込まれる者(以下「被用者保険であった者」という。)を、平成20年4月から9月までに係る特別徴収の対象から除外する。なお、当該被用者保険であった者については特別徴収を行わないため、仮徴収額決定通知書及び特別徴収開始通知書は送付しない。

また、被用者保険の被扶養者であった者については、平成20年4月から9月までに係る普通徴収も行わない。したがって、暫定賦課決定通知書及び納入通知書も送付しない。

なお、各保険者から支払基金を通じて送付される被扶養者情報等により、被用者保険の被保険者本人と確認できた者※については、暫定賦課は行わないが、確認後における確定賦課に係る納期より普通徴収を行う。当該者については、普通徴収を行うため、保険料額決定通知書及び納入通知書を送付する。

※ いつの時点で被用者保険の被保険者本人と確認するかは、広域連合の判断による。

### 2. 国民健康保険に属していると思込まれる者に係る事務処理について

平成20年1月の特別徴収依頼において、被用者保険であった者以外の者であって1/2判定等の結果により特別徴収の対象とされたものは、平成20年4月から9月までに係る特別徴収の対象とする。当該者については平成20年4月から9月までに係る特別徴収を行うため、仮徴収額決定通知書及び特別徴収開始通知書を送付する。

なお、特別徴収依頼終了後、施行までの間に被用者保険の被扶養者となった者については、平成20年4月から9月までに係る特別徴収の対象となることから、その場合には、被用者保険の被扶養者であった者と確認次第、徴

収した保険料のうち特別措置による20年度賦課額を超過した分を還付することとし、その旨を両通知書に明記する。

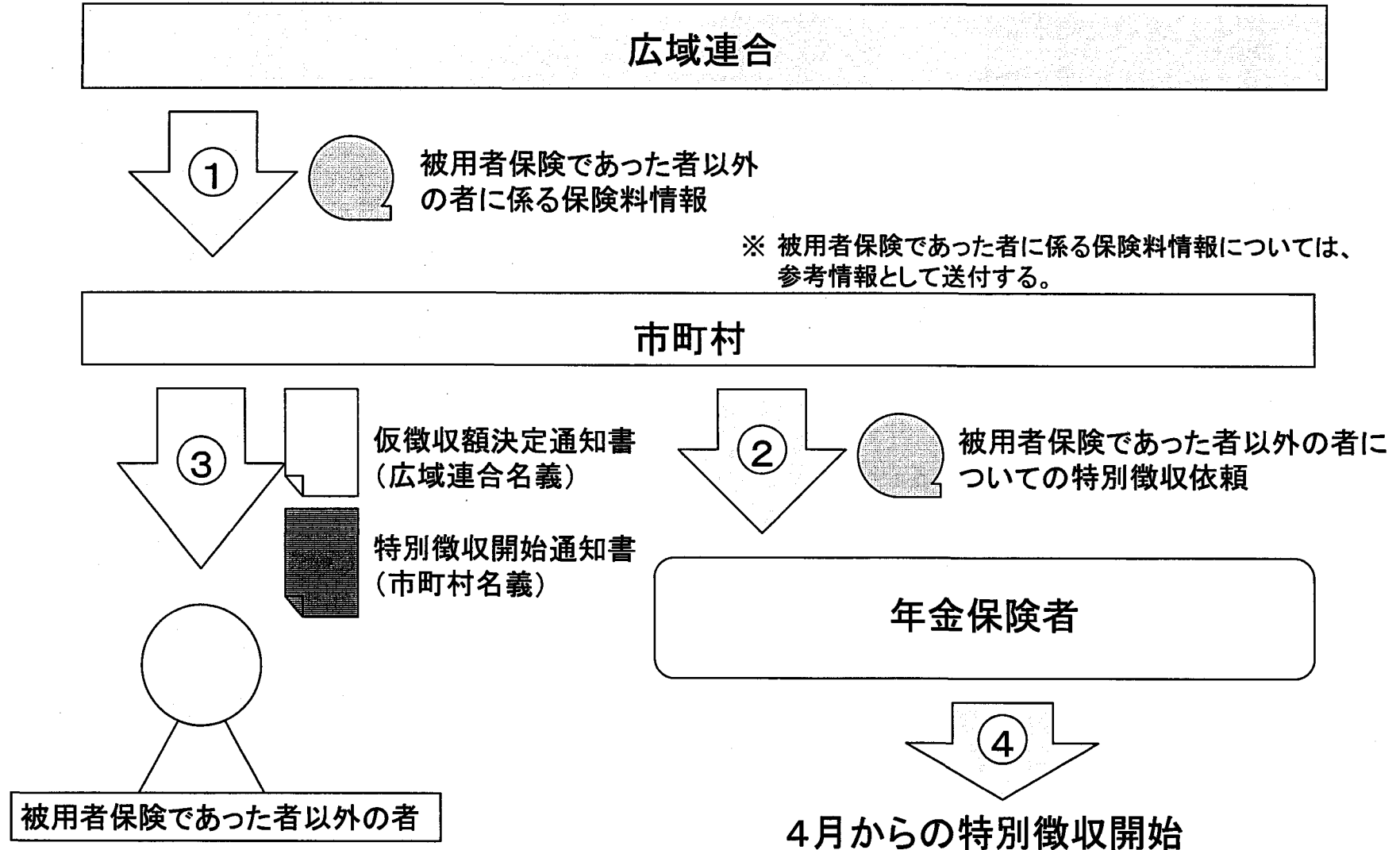
3. 確定賦課後の事務処理について

平成20年7月の特別徴収依頼において、全ての被保険者のうち、1/2判定等の結果により特別徴収の対象となる者は、平成20年10月以後の特別徴収の対象者とする。なお、この時点で被用者保険の被扶養者であった者と確認された者については、当該者に係る支払回数割保険料額として、平成20年度の被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に20分の19を乗じて得た額を控除した額(賦課期日後に被保険者の資格を取得した者については、平成20年4月から9月までの被保険者均等割額は0円とし、平成20年10月以後の被保険者均等割額は9割減とした額)を3で除して得た額を設定する。この場合、特別徴収を行うため、保険料額決定通知書及び特別徴収開始通知書を送付する。

一方、1/2判定等により特別徴収の対象とならなかった者(被用者保険の被扶養者であった者を除く。)は、確定賦課後の納期において、普通徴収の方法によって保険料を徴収することとなる。当該者については、普通徴収を行うため、保険料額決定通知書及び納入通知書を送付する。なお、被用者保険の被扶養者であった者について、普通徴収の方法によって10月以後の納期から保険料を徴収する場合は、10月以後に納入通知書を送付する。

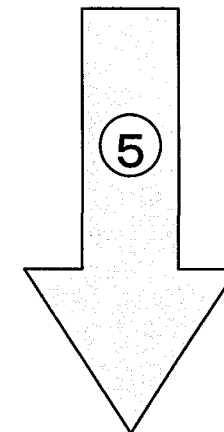
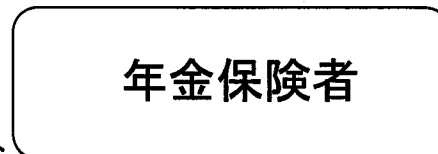
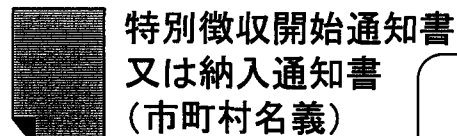
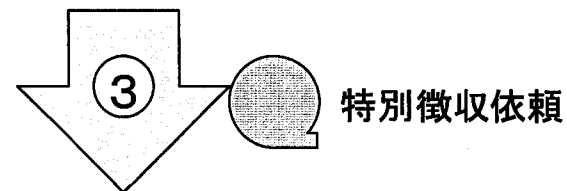
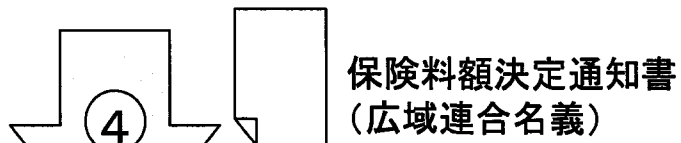
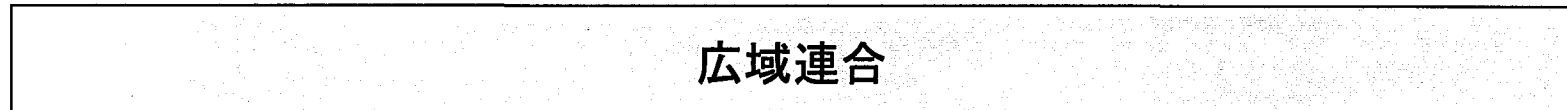
# 平成20年度における保険料の賦課・徴収に係る事務処理(案)

## ○ 平成20年4月からの特別徴収に係る事務処理の流れ



# 平成20年度における保険料の賦課・徴収に係る事務処理(案)

## ○ 確定賦課に係る事務処理の流れ



※被扶養者であった者に対する納入通知書は10月以後に送付

⑤ 10月からの特別徴収  
確定賦課後の納期から普通徴収  
(被扶養者であった者は10月から)

